

小学校学習指導要領案について

公益社団法人全国学校図書館協議会

第2章各教科 第1節国語「第3指導計画の作成と内容の取扱い 2第2の内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の(2)では、「第2の内容の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。」と記述されている。さらに、(3)には、「学校図書館などを目的をもって計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。」と、学校図書館の機能の活用に関する記述がある。

同様に第2節社会「第3指導計画の作成と内容の取扱い 2第2の内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。」の(2)では「学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。」と、国語科と同様に学校図書館の活用に関する記述がある。

しかし、国語、社会以外の教科には、「コンピュータや情報通信ネットワーク」の活用に関する記述はあるが、学校図書館に関する記述はない。したがって、これら以外の教科では、学校図書館の活用は不要である、との誤解を招くおそれがある。

平成28年に文部科学省に提出された「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」の「1. 学校教育と学校図書館に関する基本的な考えについて」には、「これからの学校図書館には、(中略)児童生徒による課題の発見・解決のために必要な資料・情報の収集・選択など、各教科等の授業における言語活動や問題解決的な学習、探究的な学習、新聞を活用した学習などの様々な学習・指導場面での利活用を通じて、子供たちの言語能力、情報活用能力、問題解決能力、批判的吟味力等の育成を支え、主体的・対話的で深い学び(「アクティブ・ラーニング」の視点からの学び)を効果的に進める基盤としての役割が一層期待されている。」とある。これからの各教科等における「主体的・対話的で深い学び」は、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能の利活用が前提となっている。

そこで、他の教科にも国語科同様に「学校図書館などを目的をもって計画的に利用し、その機能の活用を図るようにすること」を加えていただきたい。

中学校学習指導要領案について

公益社団法人全国学校図書館協議会

中学校学習指導要領（案）の第1章総則「第3 教育課程の実施と学習評価」に、「(7)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。」に学校図書館を計画的に授業で活用することが明記されたことにより、学校図書館の「学習センター」「情報センター」「読書センター」機能の活用が期待できる。

また、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」の「第4章 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」（2）教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現」にある「① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。」とある。教科横断的な視点で学びを充実するためには、学習に必要な多様な資料が教科別ではなく日本十進分類法などにより規則正しく分類・整理された学校図書館の機能を活用することが有効である。学校図書館で分類・整理され、規則正しく配架された資料は、自らの課題を生徒が主体的に検索して選び出すことができる。各教科での課題を明確にして互いに話し合い、深く探究できるような学習環境により「主体的・対話的で深い学び」の実現ができる。

そこで、総則の「第3 教育課程の実施と学習評価(7)」に、「教科等横断的な学習にも対応できるように分類・整理されている学校図書館資料を活用しての指導を充実すること。」を追加していただきたい。